

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文（傍線部分が改正箇所）
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年九月十二日号外通商産業省令第四十一号）

改 正 案

現 行

（代理権の証明）

第五条の二 次に掲げる手続をする者の代理人の代理権は、書面をもって証明しなければならない。

一七（略）

八 第十七条の規定による入出力装置等の変更の届出

九十一（略）

2・3（略）

（暗証番号の入力等）

第十三条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者（代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人）は、識別番号及び第十五条の届出に際して届け出た暗証番号を入力する方法で入出力装置から入力することによりその特定手続を行わなければならない。

（削除）

（削除）

（入出力装置の番号の通知等）

第十六条 特許庁長官は、前条の届出を受理したときは、既に入出力装置の番号が付されている場合を除き、当該届出に係る入出力装置に番号を付し、その番号を当該届出をした者に通知するものとする。

（削除）

（代理権の証明）

第五条の二 次に掲げる手続をする者の代理人の代理権は、書面をもって証明しなければならない。

一七（略）

八 第十七条第一項の規定による入出力装置等の変更の届出

九十一（略）

2・3（略）

（識別カードの挿入及び暗証番号の入力等）

第十三条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者（代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人）は、次のいずれかに該当する方法で入出力装置から入力することによりその特定手続を行わなければならない。

- 一 第十六条又は第十七条第三項の規定により特許庁長官がその者に交付した識別カードを挿入し、第十五条の届出に際して届け出た暗証番号を入力する方法
- 二 識別番号及び第十五条の届出に際して届け出た暗証番号を入力する方法

（入出力装置の番号の通知等）

第十六条 特許庁長官は、前条の届出を受理したときは、既に入出力装置の番号が付されている場合を除き、当該届出に係る入出力装置に番号を付し、その番号を当該届出をした者に通知するものとする。

2 特許庁長官は、前条の届出であつて、第十三条第一号に規定する方法で入力する入出力装置（以下「第十三条第一号入出力

(入出力装置等の変更の届出等)

第十七条 第十五条の届出をした者は、届け出た事項に変更があったとき又は届け出た入出力装置の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第三十によりその旨を特許庁長官に届け出なければならぬ。

(削除)

(削除)

第十八条 削除

装置」という。)を使用する者の届出を受理したときは、既に識別カードを交付している場合を除き、当該届出をした者に識別カードを交付するものとする。

(入出力装置等の変更の届出等)

第十七条 第十五条の届出をした者は、届け出た事項に変更があったとき又は届け出た入出力装置の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第三十によりその旨を特許庁長官に届け出なければならぬ。

2 前項の場合(第十三条第一号入出力装置についてする場合に限る。)において、暗証番号を変更しようとするとき又は届け出た第十三条第一号入出力装置の使用を廃止するとき(届け出ているすべての第十三条第一号入出力装置の使用を廃止するときに限る。)は、交付を受けた識別カードの特許庁長官に返還しなればならぬ。

3 第一項の規定による暗証番号の変更の届出(第十三条第一号入出力装置についてする場合に限る。)及び前項の規定による識別カードの返還があったときは、当該届出及び返還をした者に新たな識別カードを交付するものとする。

(識別カードの再交付の請求)

第十八条 識別カードを損じ、又は失ったときは、識別カードの交付を受けた者は、識別カードの再交付を請求することができる。ただし、損じた場合は、その識別カードを返還しなればならぬ。

2 前項の規定による請求は、様式第三十一によりしなればならぬ。

3 前項の請求書には、第六十一条第一項において準用する特許法施行規則第一条第三項の規定にかかわらず、請求人の印を押すことを要しない。

(審判官等を明らかにする措置)

(審判官等を明らかにする措置)

第二十三条の二 審判官等は、特許等関係法令の規定により、特定処分等を文書をもって行い、審判官等がこれに記名押印しなければならぬものとされている場合において、法第四条第一項の規定によりその特定処分等を電子情報処理組織を使用して行うときは、その記名押印に代えて、特許庁長官が指定する職員が交付した識別カードを挿入し、あらかじめファイルに記録した暗証番号を入力することにより、審判官等を明らかにする措置を講じなければならない。

(削除)

(特定通知等を受ける方式の指定)
第二十三条の四 法第五条第一項ただし書の通商産業省令で定める方式は、**識別番号**及び暗証番号の入力とする。

第二十三条の二 審判官等は、特許等関係法令の規定により、特定処分等を文書をもって行い、審判官等がこれに記名押印しなければならぬものとされている場合において、法第四条第一項の規定によりその特定処分等を電子情報処理組織を使用して行うときは、その記名押印に代えて、特許庁長官が指定する職員が交付した識別カードを挿入し、あらかじめファイルに記録した暗証番号を入力することにより、審判官等を明らかにする措置を講じなければならない。

2 前項に規定する**識別カード**については、**第十八条第一項の規定は、適用しない。**

(特定通知等を受ける方式の指定)
第二十三条の四 法第五条第一項ただし書の通商産業省令で定める方式は、**第十三条第一号入出力装置**については**識別カード**の挿入及び暗証番号の入力、**同条第二号の入力に際して使用する入出力装置**(以下「**第十三条第二号入出力装置**」という。)については**識別番号**及び暗証番号の入力とする。